

草の根運動 2023 年総会報告 (案)

2023 年 4 月 30 日

草の根運動共同代表・事務局長 平山基生

明日をメーデーで迎えるさわやかな季節となりました。

ご多忙の中、草の根運動 2023 年総会へご出席を頂き心から感謝いたします。

重ねて深い感謝を表明させていただきます。

対米独立と平和の「草の根運動」へのご支援感謝の言葉もありません。

○ウクライナ戦争など世界の情勢をどう見るか 軍事同盟こそ戦争の元凶

米帝国主義は、ウクライナ戦争を利用し、2022 年、30 カ国が加盟する世界最大の軍事同盟 NATO と東北アジアの 2 つの軍事同盟—米韓軍事同盟、米日軍事同盟を結合し、世界規模の軍事同盟網を作り上げ、世界軍事支配網を完成しま

した。弁証法論理学から見れば、世界的軍事同盟網の完成は、世界民衆の闘いによって、反対物であるその崩壊が始まるときだ、と言うことができます。そのような国際的闘いを組織しなければなりません。

○日本沖縄の現状をどう見るか-独立国か 従属国か

昨年（2022 年）12 月の岸田バイデン会談でも確認された敵基地攻撃という憲法無視の「安保 3 文書」は、まさに対米従属政治の行きつくところです。「新しい戦前」です。

私たちは、全力を挙げて、この戦争政策に抵抗し、戦争を防がなければなりません。「新しい戦前」を断乎として拒否しましょう！

昨夏の参議院選挙で明文壊憲勢力が、壊憲の国会発議に必要な 3 分の 2 以上の議席を確保しました。

ウクライナ戦争下、今後 3 年間、特に今年 2023 年は日本沖縄の、ひいては世界の歴史を左右する、核戦争阻止と日本国憲法をめぐる重大な闘いの日々になっています。

岸田自公内閣は、米侵略軍と米政府の強い要求のもと、安保 3 文書で米侵略軍指揮下の「敵基地攻撃能力」保

有、5年間で43兆円という途方もない軍事費拡大を決めました。

社会科学の用語として、抑圧民族を意味する「帝国主義」の筆頭であるアメリカ帝国主義こそが、日本沖縄民族を抑圧し日本国憲法を踏みにじって、「戦争へ、戦争へ」と導く、アジアの戦争の火種であり元凶です。ウクライナ戦争は、「自衛戦争」なるものの悲惨さを絵に描いたように示しています。

日本は、島国であり、膨大な米軍基地が存在する点でウクライナと違います。

どこにも逃げ場はありません。197の米軍基地へ、ミサイルの雨が降り注ぎます。

私たちは、断乎として米帝国主義と闘わなければなりません。米帝国主義美

化・免罪は許されません。対米独立だけが、日本沖縄国民の生き残る道です。

全基地撤去と憲法実現こそが米帝国主義との闘いの具体的内容です。

私たちは、対米独立運動の世界史的勝利を確信しつつ、対米独立によって身の安全を確保するために、悠然としかし全力を挙げて闘います。

千年続いたローマ帝国も没落しました。アメリカ帝国主義の没落も世界歴史の必然です。アメリカ合衆国の再生は、それが他民族を抑圧する帝国主義であることをやめるときです。

従属国国民の歴史的課題は何か—真の自衛は独立

今まことしやかに「独立国として、もし侵略されたら（米侵略軍とその補助軍隊を活用＝戦争する）」などという全く間違った、米日反動侵略勢力による、日本社会についてのとんでもない「虚偽の問題設定」と偽りの「現状認識」が流布されています。私たちは、これに抗して、5万6千の米兵力と197の米侵略軍基地の存在という動

かしがたい事実によって「今、日本沖縄はすでに侵略されているに等しい従属国である」という正しい現状認識に立って、全基地撤去・基地条約終了政府の樹立による憲法実現・対米独立こそが「真の自衛」である、という日本民族の歴史的発展方向についての正しい方針を提起している日本で唯一の市民団体です。

ポツダム宣言—戦後日本を規定すべき国際法

1945年8月、日本軍国主義天皇制政府は、ポツダム宣言を受託して降伏敗北しました。ポツダム宣言は戦後日本のあるべき姿を規定した国際法です。その12項には、

12)

連合国占領軍は、その目的達成後そして日本人民の自由なる意志に従って、平和的傾向を帯びかつ責任ある政府が樹立されるに置いては、直ちに日本より撤

退するものとする。（下線
は引用者）

と明記されています。

占領軍である米軍は、直ちに（た
だちに）日本国から撤退しなければなら
なかった。そうしなければ、ポ
ツダム宣言 12 項に明白に違反する
ことになったのです。

しかし、米政府と米軍は、1951
年 9 月 8 日サンフランシスコ講和
条約調印の後、「安保」と称する
「基地戦争条約」を日本側に調印
させました。この「条約」英文案
が提示されたのは、調印 1 日前
で、日本語に翻訳することを日本
側は急いでおこない、その内容に
ついてあらかじめ知っていたの
は、吉田首相以外にいなかった

し、調印したのも吉田首相ただ
一人でした。

『本当は憲法より大切な「日米
地位協定入門」』（前泊博盛編著）
は次のように述べています。

「ダレスの補佐役だったアリソ
ン〔のちの駐日大使〕は、もし安保
条約が〔実際に〕署名されたら、日本側
代表団の少なくともひとりとは帰国後暗殺
されることは確実だと語っている（講
和条約締結の 2 カ月前の 1951 年 7
月 3 日、イギリスの外交官に対し
て）。真に独立を求める心情が日本
人にあるなら、安保条約はかんた
んに認められるものではないこと
を、吉田もアメリカも知っていた
のである」（同書 59 頁、ゴチック
は引用者）

「自衛」「隊」は、違憲の「米侵略軍補助」「軍隊」

また、「自衛隊」という呼び方自
体がきわめてイデオロギー的虚偽
の表現です。真実は、「自衛」では
なく「米侵略軍補助」の、単なる
「隊」ではなく「軍隊」です。「自
衛」のために創設されたのではな
く、「警察予備隊」として、米占領
軍によって創設されたのは、朝鮮
戦争で出動したあとの米軍基地を
守るためでした。

米占領軍によって「警察予備隊」と
いう名で 1950 年に創設された米侵略軍
補助の軍隊は、現在も事実上米侵略
軍指揮下にあり、もちろん違憲です。憲
法第 9 条は「国の交戦権は、これを認め
ない」「陸海空軍その他の戦力は、これ

を保持しない」と規定しています。「米侵略
軍補助の軍隊活用」とは、自衛戦争
を意味し、憲法に明白に違反しますので
許されません。「自衛戦争は戦争ではな
い」とは、まったくの詭弁です。「戦争をし
ないさせない」ことこそが日本国憲法の
精神であり、「戦争をしないさせない」以
上の「自衛」はありません。「違憲の米侵略
軍補助の軍隊は解散・活用」で国際
災害救助隊（支援隊）にすべきです。

共産党那覇市議団は、米侵略軍補
助の軍隊の災害救助活動に対し、自
民党と共に感謝決議に賛成しました。こ
のような米侵略軍補助の軍隊美化は
絶対に許されません。（**福島判決**参照）
トルコ、シリアの大地震を見ても、その

他世界の次々起こる大自然災害を見ても、今戦争準備をしている場合ではな

い、国際災害救助隊こそが必要だ、と思います。

対米従属政治を徹底的に推し進めた売国政治家の「国葬」と反社会団体との癒着

昨年(2022年)9月27日に、安倍元首相の「国葬」が強行されました。この人物はまさに、オバマ政権の政策を実行し、如何なる意味でも違憲の集団的自衛権を容認する戦争法を強行しました。また、この人物が元締めとなった

反社会勢力の統一協会との癒着が露見しました。

この人物の言葉は、次のようにナチスのナンバー2ゲーリングの言葉と同じです。

ナチスのナンバー2の軍人

ヘルマンゲーリングと

極右政治家

安倍晋三の 共通の言葉

【ゲーリング】一般市民は戦争を望んでいない。ロシア人だろうと、イギリス人だろうと、アメリカ人だろうと、その点についてはドイツ人だろうと同じだ。しかし、結局、政策を決定するのは国の指導者達であり、国民をそれ（戦争のこと）に巻き込むのは、民主主義だろうと、ファシスト的独裁制だろうと、議会制だろうと共産主義的独裁制だろうと、常に簡単なことだ。

意見を言おうと言うまいと国民は常に指導者たちの意のままになるものだ。簡単なことだ。

自分達が外国から攻撃されていると説明するだけで

いい。そして平和主義者については、彼らは愛国心がなく国家を危険に晒（さら）す人々だと公然と非難すればいいだけのことだ。この方法はどの国でも同じように通用するものだ。

【安倍晋三】「志位さんが総理だったら、侵略されたらどうするんですか」と、ナチスのゲーリングが言ったと同じ言葉でテレビで問うた。（2017年10月7日）

【基地なくす政党綱領に基づく正しい答え】は、「米侵略軍とその補助の軍隊活用」ではなく次のようになります。

「安倍さん、あなたは日本が独立国だと思っていらっしゃる。しかし、ポツダム宣言違反の1952年のサンフランシスコ条約と基地「安保」条約で、日本沖縄は、70年間すでに侵略されていますよ。197の基地と5万6千の米兵が出入国自由で全土基地方式で居座り続けて、日本沖

縄は押し付けられています。米侵略軍とその補助軍隊は、日本全土で好き勝手にしています。人権と主権の侵害は、遊び時間に米軍用機の危険を避けるシェルターが設置されている普天間第2小学校を見ればわかりますし、横田基地その他日本全国でのオスプレイの傍若無人な低空演習を見ればわかります。日本は独立国ではなくて従属国です。わたし達は国民の世論を総動員して対米独立と平和のために闘います。それこそが真の自衛です。

米侵略軍とその補助の軍隊は、違憲です。それを合憲という政府には、よりまし政府でも入閣は当然できません。限定的閣外協力ということになります。『自衛戦争』も憲法が禁止している戦争ですからできません。ガンジーのように非暴力不服従の闘いを、今、米侵略軍に対して行っているのです。それが憲法が認めている自衛権行使です」

とりあえず、すぐできることとして、草の根運動会員がご家族に、基地マップを見せながら次の事実を伝えることをお勧め致します。

それは「日本が敗戦したのち77年余、戦後日本を決めた国際法ポッドム宣言の第12項(「日本人民の自由なる意志に従って、平和的傾向を帯びかつ責任ある政府が樹立後ただちに占領軍は撤退」)をじゅうりんして米占領軍が、侵略軍になって70年が経過し、

4つの『殴り込み部隊』(海外への侵略と干渉を専門にする部隊)

海兵遠征軍-沖縄県、山口県岩国基地、

空母打撃軍-神奈川県横須賀基地、

遠征打撃軍-長崎県佐世保基地、

航空宇宙遠征軍-青森県三沢基地、東京

都横田基地、沖縄県嘉手納基地

を含む米侵略軍が居座り続けて197^(注)もの基地があり、5万6千人もの大軍が占領継続侵略し、それが世界の米軍基地の約3分の1であるという事実」です。

「侵略されたら」論は、先に家に押し入った強盗が、「強盗が来るから、おれの言うことを聞け」と言うようなものです。(注-防衛省の「米軍基地131」論はウソであり神話です。本土に基地がないように思わせる米日反動勢力の世論操作です。正しくは、197基地です。ウィキペディアに基づく草の根運動オリジナルの「基地マップ」はご連絡あれば、すぐにお送りいたします)

(矢部宏治『知ってはいけない-隠された日本支配の構造』(講談社現代新書参照)、花岡しげる『自衛隊も米軍も、日本にはいない!「災害救助即応隊」構想で日本を真の平和国家に』(花伝社)、合田寅彦『非戦の国防論-憲法9条を活かした安全保障戦略-』(あけび書房)など、日本の国家主権と憲法が米侵略軍とその補助軍隊(「自衛」「隊」)によって侵害され続けている恐るべき実態を示す本を、憎越ですが、ぜひお読みいただきたくお勧めいたします。

沖縄県と本土の分断克服

沖縄県民と本土の人びとは、米日反動勢力の基地政策、「見えない27度線」によって、また**米軍基地集中の2重構造**【全土基地方式での世界1多い日本沖縄への兵力5万6千人と197の基地集中】(第1の集中)と、【国内での沖縄県への兵力2万6千人と、日本全国197基地のうち35基地という基地集中】(第2の本沖縄)【70%沖縄県に集中ということは防衛省の統計操作による全くの誇張で間違い神話です。本土に基地がないように国民に思いこませ、日本全体の従属状態から目を背けさせるための統計操作です】によって、76年間日本沖縄の「情報と心の民族的分断」を強いられ続けています。沖縄県民だけでなく本土の人びとも、「民族の分断」という意味で被害者です。両者は一体となって分断を克服するために立ち上がらなければなりません。

全基地撤去を掲げ**沖縄本土一体**になった**団結**を強く主張している「日本沖縄」で唯一の個人加盟市民団体「米軍基地をなくす草の根運動」こそ「日本沖縄」の主権回復のために今「日本沖縄」で全国的単一市民団体への発展が最も必要とされる団体の一つです。

70年にわたる

米侵略軍の侵略継続(攻め込まれたまま)とそれを支援する自公内閣

在日米侵略軍艦船と基地の米兵が多数コロナに感染していると報道されましたが、そのコロナ感染の情報は、公表は米侵略軍次第であり日本国民は得られるかどうかわかりませんでした。また、入出国制御もできませんでした。なぜなら、地位協定で「合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。(以下略)」(地位協定第9

条の2)という**占領軍に等しい特権**をあたえられているからです。

戦前の要塞地帯法を思い起こさせる基地反対運動を抑圧し監視する**土地利用規制法案**が、一昨年2021年、国会に上程され、会期最終日の6月16日未明強行成立しました。この法律の体をなしていない法律が今実質化されようとしています。実質化を阻止し、**政権交代**によって**廃止**しなければなりません。

自公政権による上記の暴挙に日本沖縄国民は、**本土沖縄一体**になって闘わなければなりません。

「日本沖縄はすでにいま侵略されている対米従属国」-対米独立こそ真の自衛
「侵略されたら」論は自民党と米侵略軍の対米従属否定の「独立国」論

憲法第9条によって「駐留米軍こそが違憲」(伊達判決)です。日本全土を軍

事演習場として飛行訓練が行われているオスプレイは、事故の多い「未亡人製造機」「空飛ぶ棺桶」といわれる軍用機です。また、横須賀基地は、醜悪な日米政府密約の下、核積載の米原子力潜水艦の母港とされています。

壊憲は明文壊憲も解釈壊憲も阻止

壊憲は明文壊憲も解釈壊憲も阻止しなければなりません。両方とも本質的に「壊憲」だからです。明文壊憲を阻止することは非常に重要ですが、明文壊憲を阻止するためにも、「『自衛』『隊』、『自衛』戦争は合憲」等の今年の参議院選挙敗北の原因になった、革新勢力民主勢力のなかに広範に流布されたし、また今も流布されている「米侵略軍補助の軍隊容認」と「米侵略軍の出動容認論」「『安保』第5条容認」の解釈壊憲論の誤りを是正させることが、非常に重要にな

「自衛戦争」を認める「専守防衛ならいい」という考えも解釈壊憲です。憲法第9条は「国の交戦権はこれを認めない」と明記しています。

っています。流布してきたオピニオンリーダーには、明確に「安保条約第5条を活用する」という「米侵略軍補助軍隊(「自衛」「隊」)・米侵略軍活用論」の是正を表明することを求める必要があります。

繰り返しますが今年1年は、極めて重要な年月です。米侵略軍の撤退、「自衛」「隊」と称する米侵略軍補助の軍隊の解散と国際災害救助隊(支援隊)への改編は、明文壊憲解釈壊憲阻止・憲法実現の活動の最も重要な内容になっています。

岸田内閣の原発回帰のバックには、核燃料の7割を供給して大儲けしている米国軍需産業と日本の軍需産業が存在

原発回帰を阻止するためにも、エネルギー政策の対米従属をやめさせなければなりません。原発問題で、その対米従

属の本質を指摘している市民団体は草の根運動だけです。

日本学術会議弾圧政策をやめさせましょう-日本人の誇りを取り戻しましょう

岸田文雄自民党総裁が故安倍元首相らの自民党の対米従属政策継承を表明して首相に就任し、暗殺後は国葬を強行しました。しかし、安倍継承を掲げる岸田新首相の辺野古基地工事推進政策は、辺野古米侵略軍新基地に反対している早稲田大学大学院教授岡田正則教授(行政法)ら6

人の任命拒否継続によって最高潮に達しました。対米従属岸田政権の日本学術会議介入法案は、単に学者研究者の問題ではなく全国民の問題です。市民と「立憲野党」の共闘による政権交代などによって、かならず学術会議の独立性を守り抜きましょう。

「よりまし政府」で辺野古新基地を中止させましょう

本年をふくめ、昨年2022年の参院

選後3年以内に行われる総選挙で、

自公(維新・国民)政権に必ず勝利し、「よりまし政権」を実現しましょう。

「共闘のために」ということで、去年の参議院選挙では、違憲の「米侵略軍補助」の「軍隊」と米侵略軍まで「活用」という、自党の綱領に反する政策を掲げた政党は、その政策の誤りによって敗北しました。違憲政策を入閣して採用することはあってはなりません。米侵略軍補助の軍隊(「自衛」「隊」)を解散し、国際

災害救助隊(支援隊)へ改編することこそが、「米侵略軍補助」の「軍隊」(「自衛」「隊」)問題に対する正しい答えです。

辺野古新基地中止の沖縄建白書を、基地撤去・憲法実現勢力は、野党共闘政府(「よりまし政府」)で実現しましょう。

○「安保」(基地条約)終了、全基地撤去、対米独立、平和、憲法実現のためにはどうするか

全基地撤去の全国組織を作る意味

草の根運動 2020 年総会が 2 月 23 日と 24 日に開かれました。基地条約終了の 10 条通告で「基地をなくす政府」樹立へ向かって組織の全国化と、次の総選挙で緊急に市民と立憲野党の共闘で安倍内閣(退任後は菅政権を継承している岸田内閣)に代わる「よりまし政府」を作ることなどの方針を決め成功しました。本 2023 年総会もこれを引き継ぎます。

「米侵略軍補助の軍隊(「自衛」「隊」)をふくむ米侵略軍が日本沖縄を守っている抑止力だ」という「国家催眠」「基地神話」「『自衛』『隊』神話」から国民に目覚めて頂くためには、思想信条党派を超えて日常的に活動する日本唯一の超党派の個人加盟全国単一市民団体「米軍基地をなくす草の根運動」がどうしても必要です。草の根の組織をご関係の絆に、悠然と死に物狂いでつくりましょう!

新基地阻止も全基地撤去=基地条約終了通告(「安保」破棄)政府樹立も、最終的には、私たち草の根運動会員のような確信を持った個人の市民の「小さな集団」の積み重ねの「大きな集団」が世論

を動かし、政党を動かし、選挙で勝利するまでに力をつけ、あきらめることなく「自公従属政府」から「よりまし政府」、さらに「憲法実現対米独立政府」へ政府を変えることによってのみ実現します。岩をも穿つコツコツとした組織拡大活動が幾千幾万の会員を擁する「基地をなくす憲法を実現する市民組織」(米軍基地をなくす草の根運動)を全国に作り、国民県民を団結させ、世論を変え最後には必ず勝利をもたらすと確信します。

かつて、沖縄返還同盟を結成し、ゼロ会員から始まり、6 年間で 1 万人を超える会員の市民団体に成長させた経験を、日本の民衆は持っています。

1)草の根運動オリジナルの「基地マップ」と「全基地撤去のぼり」をご活用ください。この基地マップと解説を、ご家族、友人、知人などに手渡しまたは郵送して頂くだけで、日本の基地の現状を国民に知らせる重要な活動です。

2)草の根運動会員拡大も、切実に

必要とされています。次期総会(本年 2023 年 4 月 30 日 5 月 1 日、於東京労働会館)までに 25 人増やし 550 人会員をまず実現へ、会員と読者拡大へ是非ともご協力をお願いいたします。基地マップと共に入会案内もお送りできますので、基地マップと共にご活用お申込み下さい。

草の根運動会員の居住地で、福島県会津若松市のご夫婦とその知人で結成されたコスモスの会(班)のように、ご家族知人など 3 人から「米軍基地をなくす草の根〇〇の会」(〇〇班)を作ることができます。「3 人寄れば文殊の知恵」です。

何人かでおまとまり頂き、市内に「草の根運動班」を組織することをご相談ご提案していただければ幸いです。まず、2 人で準備会 3 人からの班結成をぜひともお願いいたします。

市内の基地反対市民団体、新日本婦人の会〇〇、〇〇平和委員会、市労働組合総連合(市労連)、民主商工会(民商)、民主医療機関連合会(民医連)などのお力もお借りし、平和運動、女性運動、青年運動、労働運動、反原発運動その他の市民運動などのご協力も頂きつつ、主権回復の**対米独立運動・憲法実現運動**として、発足させましょう。

3)今全国的にお集めいただいている「憲法改悪阻止署名運動」を更にすすめ、できるならば、有権者市民の過半数署名をお集め頂ければ幸いです。

署名運動の内容で自治体意見書採択の陳情もお願いできればこれに勝るこ

とはありません。

「安保破棄 憲法実現政府」への 第一歩「よりまし政府」への新たな闘いの始まりです

「よりまし政府」に基地と米侵略軍補助の軍隊をなくす護憲政党の入閣はありえず限定的閣外協力のみです

沖縄県民とともに、全日本国民は、米軍基地と米侵略軍補助の軍隊をなくす闘いで「**2 重のとりくみ**」が必要です。

第一歩の足掛かりとさらに先に進む準備の、二重のとりくみをしなければなりません。その足掛かりこそ「市民と、自公政権の明文壊憲反対野党の連合政権」(「よりまし政権」。「米侵略軍と米侵略軍補助の軍隊は違憲であるから反対」の勢力は限定的閣外協力で共闘)です。

「2 重のとりくみ」の一つは、次の総選挙で勝利し、憲法を守り**辺野古新基地工事を中止する「よりまし政府」を作る政権交代**(真の護憲政党は限定的閣外協力のみ。入閣すれば「理の必然として」米侵略軍補助の軍隊を合憲といわざるを得ませんから) **するためのとりくみ**です。

もう一つの「2 重のとりくみ」は、普天間、横田、横須賀、佐世保、岩国、三沢(以上の全基地が「自衛」「隊」と共用)、東富士(米侵略軍補助軍隊提供米侵略軍基地)、など 197 の**全基地撤去**へ基地条約 10 条に基づき**条約を終了通告し、米侵略軍補助の軍隊を解散・「国際災害救助隊」へ活用する政府樹立へ進むためのとりくみ**です。

「米侵略軍撤退世論と米侵略軍補助軍隊解散・災害救助隊への世論」の同時性

「基地条約は終了すべきである」という国民世論の高まりは、米侵略軍補助軍隊（いわゆる「自衛」「隊」）の本質の認識とほぼ同時に進行するでしょう。

「自衛隊活用論者は、「自衛」「隊」なるものの本質が「米侵略軍補助の軍隊」であるという認識に欠け「米侵略軍補助の軍隊」解散へのみずからの不確信を国民世論のせいにして、合理化しているだけです。

「米侵略軍反対・米侵略軍補助の軍隊違憲（「黒」）の立場の野党」は、「米侵略軍賛成・米侵略軍補助の軍隊合憲（「白」）の立場の『よりまし内閣』に、「理の当然のこと」として入閣はできません。限定的な閣外協力はできますし、それだけしかできません。政府が憲法解釈を自由に変えられるという「政権マジック」で「あら不思議」「黒が白に化ける」ことなど、憲法が政府を縛る立憲主義を真っ向から否定するもので、どうてい認めら

れるものではありません。

2重の取り組みとして自公政権の明文改憲反対野党間の「よりまし政権」合意と統一候補擁立をすすめましょう。

日本沖縄の良心ともいえる、草の根運動会員の貴重なご参加こそが、「日本沖縄」国と世界の草の根民衆の苦難を救い、「日本沖縄」国の誇りと尊厳を守り、**国民主権、民族主権、国家主権**と地方自治権回復、**対米独立・中立・非同盟・非武装**、平和、民主主義、人権、環境、生活防衛のために、ヒロシマ・ナガサキ・沖縄戦・東京大空襲と朝鮮併合・中国等侵略などを経験した日本民族の、不戦反戦非戦の**日本国憲法を実現**する、かけがえのない**全基地撤去**=「基地（「安保」）条約終了の10条通告で基地をなくす政府樹立」と米侵略軍補助の軍隊の解散と国際災害救助隊（「支援隊」）の創設、オール沖縄の「建白書」の精神を支える力です。

草の根会員拡大と「草の根ニュース」読者拡大を進めましょう

会員の数は、この数年、520人とどまっています。千人の会員にすることができれば、若い専従者の生活を支えることもギリギリ可能になります。

郵便料の値上げを含め、経費の増加を少しでも賄うため、2024年から、会費を年額4千円に値上げさせていただきますことを提案いたします。

伊達判決と福島判決の学習会を始めましょう

国民に、全基地撤去と憲法実現の正しさを納得していただくために、砂川事件の「米軍は違憲」の伊

いっきょに入会をためられる方には、「草の根ニュース」の読者になっていただくことから始めることも可能です。購読料は、3千円いたします。

千人会員・読者を早期に達成し、全基地撤去・憲法実現の運動を強めましょう。

達判決と、長沼ナイキ訴訟の「自衛隊は違憲」の福島判決を学習し普及することが有効です。

伊達判決と福島判決を学習し、普及しましょう。

『自衛隊も米軍もいない』『非戦の国防論』の学習と普及

また、草の根運動が普及を進め推奨している2つの書籍『自衛隊も米軍も、日本にはいないー「災害救助即応隊」構想で日本を真の平和国家に』『非戦の国防論ー憲法9条を活かした安全保障戦略』を読み普及しましょう。全国で読書会を開き、読書会に結集した会員その他の方が

たで、地方組織を作っていきます。これらの運動は、尊い草の根運動会員の人生を、日本の歴史の前進と共に、それだけでなく、世界歴史の一步前進という偉大な事業に、結びつけます。

人権と同様に大事な「日本沖縄」の**民族主権**を回復し憲法実現するために
民族の尊厳と誇りのために

対米独立・憲法実現の日本沖縄のために

世界の、コロナと戦争と貧困と飢えに苦しむ民衆のために

全世界の市民と手をつなぎ、世界の歴史と日本沖縄の歴史を一步進め、戦争国家米帝国主義の世界支配終焉とその新生へ巨大な一步を進めましょう。

4月30日5月1日には、東京労働会館で2023年草の根運動総会を開催致します。どうかご出席ください。
(詳しくは「草の根ニュース」131号で)。

沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動規約改正案 (下線が改正案)

2023年3月17日 草の根運営委員会の提案

- 1条 (名称) 私たちの運動は、沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動と称し、事務所を東京に置きます。
- 2条 (目的) 私たちは、「日本沖縄」には、米軍基地など外国軍基地がないのが当たり前なので、1945年以来きわめて長期に存在し、1952年4月28日発効のサンフランシスコ条約と基地条約(「安保」)によって、沖縄県の直接軍事支配の時期とともに、国際法ポツダム宣言第12項(「独立後即時撤退」)を踏みにじって侵略し、「日本沖縄」の主権を侵害し続けているすべての米軍基地を「日本沖縄」からできるだけ早くなくし、日本国憲法前文と第9条を実現することをめざします。
- 3条 (要求) 運動の要求の中には全基地撤去のために基地居座り条約(「安保」)10条に基づき条約終了を通告する政府をつくることなど次のことが含まれます。
 - 一項 「日本沖縄」からすべての米軍基地をなくすこと。
 - 二項 名護市辺野古巨大新基地など新しく米軍基地を作らせないこと。
 - 三項 普天間基地運用即時停止閉鎖返還撤去、オスプレイの撤去、横田、横須賀、岩国、佐世保、三沢など、各地の米軍基地を撤去し、日本沖縄米軍基地の縮小を図ること。
 - 四項 新基地建設によるジュゴンや珊瑚、海藻等の死滅を防ぎ、自然を保護すること。

五項 米兵による女性への暴行、米兵の犯罪・事故、夜間離着陸訓練（NLP）、超低空飛行演習などと米軍機騒音、基地からの排出物による汚染、その他の基地被害に反対し、防止策を講ずること。

六項 在日米軍地位協定を見直し、「安保」都称する基地条約とともに早期に撤廃すること。

七項 米海兵隊を削減・撤退させること。

八項 米軍基地を戦争に使わせないこと。

九項 米軍支援法を含む有事（戦時）立法に反対すること。

十項 「思いやり予算」を大幅に削減し、撤廃すること。

十一項 米軍基地をなくしたあと、米軍基地に依存している人々の生活を保障すること。

十二項 米世界支配の 1 部隊として「自衛」「隊」と称する米侵略軍補助の軍隊をイラクなど海外に派兵させず、撤退させること。

十三項 北東アジア非核地帯、北東アジア共同体構想など米軍基地を不要とする国際環境をつくること。

十四項 米軍基地を否定している日本国憲法前文・第 9 条の改悪を阻止し、日本全国と世界に広めること。在日米軍を憲法違反であると判示した東京地方裁判所の伊達判決（1959 年 3 月 30 日）と米侵略軍補助の軍隊（いわゆる「自衛」隊）は憲法違反であると判示した札幌地方裁判所の福島判決（1973 年 9 月 8 日）を学習し広めること。

十五項 日米「安保」と称する基地居座り条約終了を条約 10 条に基づき米政府に通告する政府をつくり、条約を終了することをめざすこと。日米友好条約を結ぶこと。

十六項 前項の実現により憲法前文と第 9 条など日本国憲法を実現すること。

4 条（活動・組織）運動は、米軍基地をなくす国民的国際的共同の力（草の根連帯または草の根共同）を育てるため、主として次の 4 項の活動を行うことをめざします。

一項 運動を起こし、世論を変える。署名運動、スタンディング、地方自治体意見書運動、意見広告運動、米国市民手紙運動など要求を実現する各種の運動。

二項 全日本の民衆が力を合わせることを助ける。各地の基地をなくす会、あらゆる傾向の「基地のない平和な沖縄をめざす」草の根運動や米軍基地に反対する運動、平和組織を含む諸組織の一定目標での共同行動の組織化と恒常的交流。

三項 職場、地域、学園の草の根の力を集める。個人加盟の全国組織をつくるため都道府県、市区町村の草の根の会の組織化。

三項の 1（基礎組織）この運動の基礎組織は、職場地域学園の草の根の会です。基礎組織は 3 名以上の会員で作ります。基礎組織は責任者を置きます。

三項の 2（都道府県と市区郡町村）この運動は、市区郡町村などに地域草の根の会を、都道府県に都道府県草の根の会をつくり、地域草の根の会は、職場地域学園の草の根の会を、都道府県草の根の会を援助して活動します。

四項 米合衆国国境外の各国米軍基地（「各国米軍基地」と略称）をなくす運動と連帯すること。

- 5 条（共同代表・運営委員・会員）運動を代表するものとして共同代表をおきます。運動は、一定数の運営委員と、この規約に賛同し会費を納める会員、賛助会員で構成します。会員は、許可を得て運営委員会に出席し、意見を述べることができます。〔一部第 8 条から異動〕運営委員会は、会員の意見を反映させ、また世論にアピールするために一定数のアドバイザーを委嘱します。
- 6 条（財政）運動の財政は、各種の運動の募金、事業活動、会員の会費（月 1 口 250 円以上とし、その額は都道府県草の根の会が決めます。都道府県草の根の会は、会員 1 名につき月 250 円を納入します）、賛助会員（月額 1 口 1,000 円以上）、カンパでまかいます。財政は、事務局と専従者を維持し活動経費を賄います。
- 7 条（事務局と役員）運営委員会には、事務局長（専従）、運営委員長、副委員長を置きます。また会計監査を置きます。
- 8 条（総会）本運動は、年一度の総会を開き、会計報告を受け、運動方針を決定し、共同代表ならびに運営委員を選出します。〔一部第 5 条に移動〕
- 9 条（機関紙）この運動は、「草の根ニュース」を発行します。
- 10 条（日常処理）この規約にないことは、日常的には、運営委員会で処理します。
- 11 条（改正）規約の改正は、本運動総会で行います。以上
採択 2001 年 1 月 25 日、第 1 次改正 2002 年 1 月 14 日、第 2 次改正 2015 年 10 月 28 日
第 3 次改正 2020 年 2 月 23 日、第 4 次改正 2023 年
- 注記 6 条.財政のうち「運営委員費」は、運営委員会決定（200〇年〇月〇日）により削除。
付則（案） 草の根運動は、事務所を東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001 におきます。

基地はいらない、どこにも！憲法の実現を！

—全基地撤去・憲法実現宣言（案）—

1.（主権者国民は、今日の日本沖縄の惨憺たる状況を変える力を持っている）

「戦争が廊下の奥に立っていた」（俳人 渡辺白泉）。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにする」（日本国憲法前文）との規定にもかかわらず、極端に対米従属的自民公明などの日本政府と、他民族を抑圧する帝国主義的米国政府によって、今、日本は戦後かつてなく、米国の戦争に深く巻き込まれる危険にさらされています。憲法前文と九条に明白に違反する、安全を保障していないのに「安保」と称されている基地居座り条約発効から71年、米軍進駐から78年、事実上の米軍侵略下にある日本は惨憺たる経験をしてきました。沖縄県と本土との分断、相次ぐ米兵による女性暴行・殺害、米軍機の墜落など米軍基地が日本に存在することで生じてきた事件事故は枚挙にいとまがありません。現瞬間も日本全土でのオスプレイの配備訓練、横田基地、伊江島基地などでのパラシュート降下訓練強行、沖縄県では普天間基地の居座り、辺野古新基地土砂投入などの工事も県

民投票で71%が反対した民意（2019年2月24日投票）に反して強行されています。

さらにトランプ政権からの欠陥機F35戦闘機147機の総額6.2兆円の爆買い、「自衛」「隊」と称する米侵略軍補助の軍隊の米侵略軍世界戦略実行部隊への変質等々、自公政権の米国追随政策は、戦後日本政治史上かつてなかったものであり、「売国」と称しても全く過言ではない域にまで達しています。

日本沖縄（注1）を基地として、幾百万のかけがえのない人命を奪った、朝鮮戦争、ベトナム戦争、アフガン戦争、イラク戦争等々をわれわれは忘れることはできません。

もはや、米軍基地による日本国への主権侵害、そして民族の尊厳と自決権に対する侮辱、諸国民の主権侵害は看過することのできない領域に達しています。従って、私たち日本人はこの問題に対して見て見ぬふりをするというあいまいな態度をとること

は絶対に許されません。

主権者国民は、今日の日本沖縄の惨憺たる状況を変える力を持っています。何よりも「憲法前文と9条」を持っています。もっとも目に見える形で日本沖縄の矛盾が集中している沖縄県での相次ぐ市民の政治的

2.（「安保」と称する基地居座り条約第十条に基づく全基地撤去と憲法実現の必要性）

私たち草の根運動は日本政府に対し、米
国政府への「安保」と称する基地居座り条約
十條（注2）に基づいた基地居座り条約
の終了通告と沖縄を含む日本全土の米軍基
地の無条件撤去の実現、対等な日米友好条
約の締結を要求します。

米侵略軍とその補助軍隊でなく、

勝利—「建白書」を掲げる「オール沖縄会
議」が推す県知事の誕生、辺野古県民投
票、2019年参院選挙での市民と立憲野党の
共闘等—は、そのことを証明しています。

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し
て、われらの安全と生存を保持しようと決意」
（憲法前文）し「陸海空軍その他の戦力は、これ
を保持しない」「国の交戦権は、これを認めない」
（憲法第9条）は、米侵略軍戦力の保持を
日本に認めていないからです。この憲法条
項を実現しなければなりません。

3.（全基地撤去の政府樹立の必要性と必然性）

これに対し現在の対米従属の日本政府が
消極的あまつさえ攻撃的な姿勢を示すのな
ら、私たち草の根運動は上記の要求を貫徹
するべく、「安保」と称する基地居座り条
約を条約10条で終了通告をするための政府
樹立を目指して活動せざるを得ません。そ

4.（市民と立憲野党の連合政府樹立による岸田内閣退陣の緊急性）

しかし、日本国憲法に明白に違反し、
集団的自衛権容認と安保法制と称する戦争
法を成立させ、オール沖縄の民意である
「建白書」を無視して沖縄県辺野古に新米
軍基地建設工事を強行している岸田自公政

してこれは単なる平和運動としてではな
く、主権回復と民族解放・独立闘争の一
環、独立運動、主権回復運動として行われ
なければなりません。外国軍の撤退は、フ
ィリピンの例をあげるまでもなく、世界史
の法則であり必然です。

権の現在の状況は、全基地撤去の政府樹立
を待っていることはできません。今ただち
に岸田政権に代わる市民と野党の立憲主義
に基づく政府を樹立することを、歴史と情
勢は緊急に要求しています。（注3）

5.（全基地撤去・憲法実現の全国組織を作り、3人以上の基礎組織による全国展開を）

そして運動の展開に当たって、草の根運
動は一サークルの運動という次元ではな
く、沖縄県民と本土の人びとの分断を克服
し、各個別の都道府県への基地の存在か否
かに関わらず、祖国「日本沖縄」の主権回
復という観点から、全国規模での運動に発

展させなくてはなりません。具体的には全
国の都道府県本部と市区町村支部、職場地
域学園と様々な絆において3人以上からな
る基礎組織を全国で組織化し、独自の全基
地撤去・憲法実現運動の活動を行う必要が
あります。

6.（「国家催眠」からの覚醒）

日本国民は、「米軍が日本を守っている
抑止力」という基地神話によって「国家催
眠」にかけられてきました。これは全くの
虚構であり、米侵略軍はわれわれの領土、
領海、領空をわがもの顔に悪用し、戦争と
戦争準備に使用してきました。日本沖縄領
域において直接の戦禍を被らなかったこと

は、ひとえに日本国憲法と憲法を守ろうと
いう主権者国民の固い意志によるものでし
た。

全国に展開するであろう草の根運動組織
はこの事実を全国民に日常的に伝える任務
を負っています。

7.（東アジア平和共同体EAU（注4）による安全保障）

日本の安全は、米侵略軍による祖国日本
沖縄の主権侵害によってではなく、日、
中、韓、朝、ロ、（米）等の東（北）アジ
ア諸国の平和共同体EAUによって保障され
なければなりません。

ヨーロッパユニオン（EU）は、繰り返
し戦争を行ってきた仏、独を含むヨーロッ
パ諸国によって形成され、往来をさえぎる
国境はもはやなく、統一通貨が成立し、も
はや域内の戦争は過去のものとなってい

す。
東（北）アジアにおいてこのような状態を形成することは、まったく可能です。問題は日本国民をはじめとする東（北）アジア各国国民の意志にかかっています。日本

8.（草の根運動と日本国民の決意）

われわれ 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動と日本国民は、戦争のない東（北）アジア共同体EAU形成の最大障害である米軍基地を取り除き、日本国憲法の平和主義を実現するために、野党と市民の共闘を発展させ、「安保」と称する基地居座り条約を終了通告する政府、憲法を実現す

る全基地撤去の真の立憲主義政府に近づくためにも、今、緊急に樹立すべき市民と野党の共闘の上に立つ立憲主義野党連合政府樹立のためにも、「沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動」は、全国国民の組織化に踏み出す決意をここに宣言します。

（以上）

（注1） 「日本沖縄」私たちは、沖縄県は日本の一部ですので、基地集中の沖縄県を含む日本全土という意味でこのように表現しています。

（注2） （「安保」と称する基地条約第10条から）「この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。」

（注3） 米軍基地と「安保」と称する基地戦争条約反対、属国「自衛」軍隊は違憲の立場の政党は、原則を堅持するために限定的閣外協力以外にあり得ません。なぜなら米占領軍と属国「自衛」軍隊を合憲とする政権には、「理の当然として」入閣できないからです。

（注4） ） イースト アジア ユニオン

〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町19-5-1 0 0 1 <http://www.kusanone.org>
TEL&fax 03-3461-5758 MAIL kusanone@world.ocn.ne.jp

1. 日本降伏のため確定条項宣言 ポツダムにて 1945 年 7 月 26 日発出

<Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender Issued, at Potsdam, July 26, 1945>

2. （1） 3. われわれ、米合衆国大統領、中華民国主席及び英国本国政府首相は、われわれ数億の民を代表して協議し、この戦争終結の機会を日本に与えるものとする事で意見の一致を見た。
4. （2） 5. 米国、英帝国及び中国の陸海空軍は、西方から陸軍及び航空編隊による数層倍の増強を受けて巨大となっており、日本に対して最後の一撃を加える体制が整っている。（poised to strike the final blows）**この軍力は、日本がその抵抗を止めるまで、戦争を完遂しようとする全ての連合国の決意によって鼓舞されかつ維持されている。<This military power is sustained and inspired by the determination of all the Allied Nations to prosecute the war against Japan until she ceases to resist.>**
6. （3） 7. 世界の自由なる人民が立ち上がった力に対するドイツの無益かつ無意味な抵抗の結果は、日本の人民に対しては、極めて明晰な実例として前もって示されている。現在日本に向かって集中しつつある力は、ナチスの抵抗に対して用いられた力、すなわち全ドイツ人民の生活、産業、国土を灰燼に帰せしめるに必要だった力に較べてはかりしれぬほどに大きい。われわれの決意に支えられたわれわれの軍力を全て用いれば、不可避的かつ完全に日本の軍力を壊滅させ、そしてそれは不可避的に日本の国土の徹底的な荒廃を招来することになる。
8. （4） 9. 日本帝国を破滅の淵に引きずりこむ非知性的な計略を持ちかつ身勝手な軍国主義的助言者に支配される状態を続けるか、あるいは日本が道理の道に従って歩むのか、その決断の時はもう来ている。
10. （5） 11. これより以下はわれわれの**条項**（条件）である。**条項**（条件）からの逸脱はないものとする。代替**条項**（条件）はないものとする。遅延は一切認めないものとする。

12. (6) 13. 日本の人民を欺きかつ誤らせ世界征服に赴かせた、~~全ての時期における~~影響勢力及び権威・権力は**永久に** **<for all time>** 排除されなければならない。従ってわれわれは、世界から無責任な軍国主義が駆逐されるまでは、平和、安全、正義の新秩序は実現不可能であると主張するものである。
14. (7) 15. そのような新秩序が確立せらるまで、また日本における好戦勢力が壊滅したと明確に証明できるまで、連合国軍が指定する日本領土内の諸地点は、当初の基本的目的の達成を担保するため、連合国軍がこれを占領するものとする。
16. (8) 17. カイロ宣言の条項は履行さるべきものとし、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及びわれわれの決定する周辺小諸島に限定するものとする。
18. (9) 19. 日本の軍隊は、完全な武装解除後、平和で生産的な生活を営む機会と共に帰還を許されるものとする。
20. (10) 21. われわれは、日本を人種として奴隷化するつもりもなければ国民として絶滅させるつもりもない。しかし、われわれの捕虜を虐待したものを含めて、すべての戦争犯罪人に対しては断固たる正義を付与するものである。日本政府は、日本の人民の間に民主主義的風潮を強化しあるいは復活するにあたって障害となるものはこれを排除するものとする。言論、宗教、思想の自由及び基本的人権の尊重はこれを確立するものとする。
22. (11) 23. 日本はその産業の維持を許されるものとする。そして経済を持続するものとし、もって**実物賠償** **<reparations in kind>** の**支払い** ~~取り立て~~ にあてるべきものとする。この目的のため、その支配とは区別する原材料の入手はこれを許される。世界貿易取引関係への日本の、**将来の** **<eventual>** ~~事実上の~~ 参加はこれを許すものとする。
24. (12) 25. 連合国占領軍は、その目的達成後そして日本人民の自由なる意志に従って、平和的傾向を帯びかつ責任ある政府が樹立されるに置いては、直ちに日本より撤退するものとする。
26. (13) 27. われわれは日本政府に対し**すべての**日本軍隊の無条件降伏の宣言を要求し、かつそのような行動が誠意を持ってなされる適切かつ十二分な保証を提出するように要求する。もししからざれば日本は即座にかつ徹底して撃滅される。